

あんな手口

こんな被害



だまされないで!

知って防いで消費者被害

「愛媛県消費生活センター」

愛媛県消費生活センターでは、消費生活トラブルに関する相談業務と消費者啓発業務を行っています。消費者啓発業務では、出前講座の開催や各種行事を通して、「自ら考え行動する」自立した消費者の育成を目指しています。

授業や研修会等で出前講座の開催や視聴覚教材の貸し出し、体験テスト教室での実験や展示室の見学等実施しています。少人数でも対応します。

ぜひご活用ください。



主な講座の内容

- ◆ 契約について
- ◆ 消費者の権利と責任
- ◆ 悪質商法の手口とその対策
- ◆ 悪質商法に気をつけよう!
- ◆ クーリング・オフ制度を活用しよう! など

【申込み先】

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町 450 番地

TEL : 089-926-2603

FAX : 089-946-5539

E-mail : seikatu-center@pref.ehime.jp

愛媛県消費生活センター 消費者啓発係 行

(F A X : 0 8 9 - 9 4 6 - 5 5 3 9 T E L : 0 8 9 - 9 2 6 - 2 6 0 3)

消費生活出前講座申込書

令和 年 月 日

開催希望日時	第1希望	月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第2希望	月 日 ()	時 分 ~	時 分
開催場所	会場名			
	住所	〒		
	電話番号			
学校名				
学校長名				
住所	〒			
参加予定者の 学年及び人数				
希望講座内容				
連絡先	担当者名		電話番号	
	Eメール		F A X	
【センター記入欄】				

【注意事項】

- 1 開催希望日は、原則としてセンターの開館日とし、2ヶ月前までにお申し込みください。(メールでお申し込みいただく場合は、件名を「出前講座申込」としてください。)
- 2 都合により、日程等の調整をさせていただく場合があります。
- 3 決定の通知や連絡の際に必要なですので、連絡先は必ずご記入ください。